

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しにあたっての提言案（たたき台）

■現行の基本方針

- 基本方針は、平成17年当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことから、利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、施設間の格差と不均衡があるために、統一的な基準（指標）をつくることが第一の目的で策定されたもの
- 多くの公共施設が整備されている中で、将来にわたって安定したサービスを提供していくためには、施設の利用者、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点に立っている
- 「受益者負担の原則」「共通的な算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」が3本の柱
- 使用料の算定にあたっては、施設の維持管理・運営にかかるすべての経費（経常的な管理経費+資本に関する経費）を積み上げた「原価」に、施設ごとの「性質別負担率」を掛け合わせて「使用料の目安」を算定するもので、理論的な考え方に基づく「理想主義的」なものとなっている

■現状（○）、成果（◎）、課題（●）

- 基本方針に基づき、これまで4回の使用料改定（1回目は無料・減免規定のみ見直し、2回目は使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定、3・4回目は基本ルールで改定）
- コミセンは、従前の使用料の額との乖離が大きく、3段階で使用料の目安に近づける措置【資料34】
- ◎施設使用の有料化により、個人や少人数での非効率な利用、予約のキャンセルが減少し、利用機会の公平性が図られるようになった（使用料収入も一定程度増加した）
- ◎市民アンケートの結果からは、施設利用の対価として一定の負担をすること、減額・免除は誰から見ても必要と考える範囲に限定することについては、一定の理解が得られている一方で、施設が利用しにくい、利用を促進する工夫が必要などの意見もあった
- 超高齢社会、少子化の進行、高齢者も働き続けているなどの社会情勢の変化がある中で、公共施設をもっと利活用してもらおう（使い倒す）ためには、より柔軟な利用ができるようにする必要がある
- 健幸まちづくりを進めるためには、ソーシャルキャピタル（人と人とのつながり）が必要であり、家に引きこもりがちな人を外出・歩行させるためにも、施設の周知を図ること、ハードだけでなく、そこで行われるソフト事業が重要となる
- 資料19、資料32で示したように、施設ごとの実際の「使用料収入」の割合は、「使用料の目安」を大きく下回っている（稼働率が100パーセントあることを前提に算定しているため、稼働率が上がるか、使用料の額を上げないと使用料の目安に近づかない）
- コミセンの稼働率は、平均すると40パーセント台にとどまっている
- コミセンの使用料は、市が使用する場合、運営協議会が使用する場合、市長が特に認めるときは、免除とすることができる

- **コミセン**でみると、これまでの2回の使用料改定が、施設の稼働率に大きな影響を与えているとは言えないが、長期的にみると、施設の稼働率が下がってきている館が多い
- 文化施設、体育施設、宿泊施設などで「指定管理者制度」を導入し、「利用料金制」を採用している施設があり、そのような施設の中には、基本方針によらない使用料設定をしている施設がある
- 民間施設にも会議室やホールがあるが、それらと比較すると、現行の公共施設の使用料はかなり低い水準になっている
- 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」の中では、将来のために公共施設全体の総量を縮減していく方向性が示されているが、**コミセン**は、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域課題への取り組みの場として一層の活用を図るものとしている
- ◎多くの施設では、すでに「**使用料の目安**」に達しており、今後、減価償却費や公債費・債務負担の利子分が減少すれば、「**原価**」が下がり、「**使用料の額**」も低下することになる（施設の建て替えや大規模改修などの特殊要因があった場合を除く）

■見直しの方向性

- 基本方針の3本の柱である、「受益者負担の原則」「共通的な算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」など、根幹となる部分については、市民にも一定の理解を得られていることから見直す必要性は高くないと考えるが、この10年間で社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化があり、また、健幸まちづくりなど新たな行政課題に対応していくなかで、**市が所有する資産である公共施設をもっと市民に有効に利活用してもらい、地域の活性化、市民活動・地域活動を促進していくためにも、使用料の額が施設を利用するにあたっての障壁となることがないように配慮していくとともに、利用者にとってのわかりやすさ、使用料を負担する側の視点なども取り入れながら、基準自体も現実・実態に見合った「現実主義的」なものに見直していく**

■具体的な見直し内容

1 受益者負担の原則について

- 「受益者負担」という言い方が、「施設を使い倒してもらおう」という考え方に合わない
⇒施設の利用にあたっては、施設の維持管理に係る経費のうち一定の額を負担してもらおうというニュアンスを高める
⇒「利用者負担」などの言い回しに変更する

2 共通的な算定ルールの確立について

- 算定ルールをもっと市民に分かりやすいものにすべき
⇒実際の利用者が施設を維持するためには、どれだけの経費がかかっている、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度あり、それ以外は税金で負担していることを広く市民に公表するなどの工夫が必要
- 原価の計算が複雑であり、わかりにくい
⇒**コミセン**の例を用いて例示する

○原価計算から、減価償却費などの資本に関する経費を除いてはどうか

⇒「使用料収入」と「原価」との間に乖離があることを考えると、「原価」から除くという手法もある

⇒現行では、オープンスペース（共用部分）にかかる面積分を原価に含めていない、稼働率をすべて100%で算定しているため、この点についても併せて見直す必要が出てくる

⇒他市の状況を見ても、減価償却費を含めている市と含めていない市がある

⇒見直すことで、使用料の額が下がるかどうかは、実際に算定してみないとわからない

○コミセンは、「使用料の目安」に達していないため、次回改定時に使用料の額が上がる

⇒コミセンなどの地域施設は、利用の促進を図るために、使用料の額が障壁とならないよう、現在の水準以上に使用料の額が上がらないような配慮が必要

⇒現行の基本ルールで算定した場合の額と経常的な管理運営費（光熱水費など）を比較し、低いほうを「使用料の目安」として採用するなどの特例措置を創設

○体育施設や学校開放など、基本方針によらない算定で使用料を算定する施設が出現

⇒指定管理者制度（利用料金制）を導入している、民間施設との競合がある、近隣地域の同種施設との料金設定バランスを考慮する必要がある場合など、一定の要件に該当する場合には、基本方針による算定以外の方法によって使用料（利用料金）を決定することができるようにする

○性質別負担率の見直し

⇒地域活動・市民活動の活性化につながる施設、地域に密着した施設など、市民（地域住民）に利活用されること自体が目的となっている施設は、使用料収入を上げることよりも、より利用してもらう（稼働率を上げる）ことを重要視し、利用者負担率の割合を下げる

⇒全市的施設・地域施設など、新たな区分を加える

3 無料・減免規定の見直しについて

○公益的な目的での利用については優遇措置を講じる

⇒地域の高齢者のための介護予防教室の実施、乳幼児のために子育て広場を開催するなど、地域への貢献が認められる事業（公益的な事業）を実施する場合には、団体に所属する会員の利益（私益）のみを目的とする事業で使用する場合と比較して、使用料を減免するなど、優遇措置を講じることができるようにする

○施設管理者が、一定の範囲の中で、使用料の設定、利用承認ができるようにする

⇒曜日別・時間帯別の料金設定、当日割引料金など、利用の実態に合わせて柔軟に料金設定ができるようにする

⇒直前になっても利用の予約が入っていない場合などは、目的外利用、個人利用など、ある程度柔軟な利用を認めることができるようにする

4 その他

○使用料の単位

⇒基本方針では、使用料の単位は100円単位を基本としているが、消費税率の改定を金額に反映できないことから、平成28年4月改定から10円単位としたことに基づき、現状に合わせる

○使用料改定、基本方針見直しの頻度

⇒使用料は3年ごとの見直しとなっているが、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを考えるとかなり事務作業がタイトになっていることから、4年ごとの見直しに改め、併せて、基本方針の見直しも6年ごとから8年ごととする

5 使用料に関する事項以外の事項

○施設をもっと利用しやすくなる工夫を

- ⇒稼働率があまり高くない施設があることから、施設をもっと利活用してもらえるような取組みをしていかなければならない
- ⇒全体的には、市内にどのような施設がある、利用できる対象、登録などの利用にあたっての必要事項などの周知がもっと必要
- ⇒施設を所管する部署、指定管理者などで話し合う機会をもち、利用者の意見をくみ取りながら、利用の妨げになっている事項があれば、それを取り除いていく工夫が必要
- ⇒特に稼働率が低くなっているコミセンについては、利用区分を細分化する、1時間単位を基本とする使用料設定にするなど、利用団体が利用しやすい環境を整備する必要がある
- ⇒とりわけ夜間帯の稼働率が低いことから、開館時間についても、住民ニーズに合わせて、館ごとに見直すことで、スタッフの配置や諸経費など管理運営経費自体も抑制できる余地がある

○コミセン運営をサポートする体制づくり

- ⇒コミセンには、地域コミュニティ形成の拠点としての役割があり、各館が地域の住民によって組織された運営協議会によって管理運営されている
- ⇒運営協議会の委員、役員は無報酬のボランティアであり、高齢化してきている中で、今後の担い手不足が課題となっている
- ⇒地域住民の高齢化、人口減少が進んでいく中で、地域コミュニティを活性化していくためには、コミセンなどの地域施設が、様々な年齢層の住民にもっと利活用してもらえるようにする必要がある
- ⇒地域で活動する組織には、自治会、青少年問題協議会、PTA、老人会、民生委員、NPOなど様々なものがあり、これらをつなぐ（コーディネート）ことができる組織、地域づくりを担える人材が求められている
- ⇒コミセンが、地域で活動する組織間をつなぐことができ、地域に必要なソフト事業は何かを見出し、地域のニーズと行政・組織をつなぐことができる拠点となり、機能がもてるよう、各運営協議会をサポートする体制づくりが必要
- ⇒国においても、地域の課題解決を目指す「地域運営組織」の創設に向けた検討がされており、この組織の活動拠点には、コミセンが想定される

○「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を推進

- ⇒今後、人口減少が加速していく中では、持続可能な市政運営のために、公共施設の総量は縮減していかなければならない
- ⇒存続していく施設については、市民に有効活用してもらい、利用の最大化を図っていく